

山王排水樋管 操作要領

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条

多摩川 山王排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

（操作の基本方針）

第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「山王排水樋管ゲート操作手順」により行う。

第二章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、水防団待機水位A. P. +4. 5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

に關係機関との連絡等を密にすること。

- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に待避を指示するものとする。
 - ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+9. 53mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
 - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

(退避の解除)

第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

(警戒体制の解除)

第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第三章 樋管のゲート操作の方法等

(ゲートの操作方法)

第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+3. 49mを越え順流が確認できない場合で、内陸に降雨または降雨のおそれがない場合は、樋管のゲートを全閉にする。
- (2) 樋管の河川水位がA. P+5. 44mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
- (3) 樋管の河川水位がA. P+5. 44mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認でき

ない場合はゲートを全閉にする。

- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第四章 雑則

(点検及び整備)

第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。

宮内排水樋管 操作要領

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条

多摩川 宮内排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

（操作の基本方針）

第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「宮内排水樋管ゲート操作手順」により行う。

第二章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、水防団待機水位A. P. +4. 5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

に關係機関との連絡等を密にすること。

- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に待避を指示するものとする。
 - ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+12. 64mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
 - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

(退避の解除)

第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

(警戒体制の解除)

第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第三章 樋管のゲート操作の方法等

(ゲートの操作方法)

第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+9. 01mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
- (2) 樋管の河川水位がA. P+9. 01mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認できない場合はゲートを全閉にする。
- (3) 樋管の河川水位がA. P+10. 01mに達した際にゲートを全開にしている場合は、ゲートを全閉にする。

- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第四章 雑則

(点検及び整備)

第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。

諏訪排水樋管 操作要領

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条

多摩川 諏訪排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

（操作の基本方針）

第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「諏訪排水樋管ゲート操作手順」により行う。

第二章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、水防団待機水位A. P. +4. 5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

に關係機関との連絡等を密にすること。

- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に待避を指示するものとする。
 - ・ 水位が上昇傾にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+13. 94mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
 - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

(退避の解除)

第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

(警戒体制の解除)

第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第三章 樋管のゲート操作の方法等

(ゲートの操作方法)

第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+9. 49mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
 - (2) 樋管の河川水位がA. P+9. 49mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認できない場合はゲートを全閉にする。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第四章 雑則

(点検及び整備)

第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。

宇奈根排水樋管 操作要領

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条

多摩川 宇奈根排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

（操作の基本方針）

第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「宇奈根排水樋管ゲート操作手順」により行う。

第二章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、はん濫注意水位A. P. +6. 0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

に關係機関との連絡等を密にすること。

- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に待避を指示するものとする。
 - ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+18. 17mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
 - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

(退避の解除)

第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

(警戒体制の解除)

第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第三章 樋管のゲート操作の方法等

(ゲートの操作方法)

第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+15. 00mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
- (2) 樋管の河川水位がA. P+15. 00mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認できない場合はゲートを全閉にする。
- (3) 樋管の河川水位がA. P+16. 00mに達した際にゲートを全開にしている場合は、ゲートを全閉にする。

- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第四章 雑則

(点検及び整備)

第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。

二子排水樋管 操作要領

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条

多摩川 二子排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

（操作の基本方針）

第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「二子排水樋管ゲート操作手順」により行う。

第二章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、水防団待機水位A. P. +6. 0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

に關係機関との連絡等を密にすること。

- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に退避を指示するものとする。
 - ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+15. 17mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
 - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

(退避の解除)

第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

(警戒体制の解除)

第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第三章 樋管のゲート操作の方法等

(ゲートの操作方法)

第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+12. 82mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
 - (2) 樋管の河川水位がA. P+12. 82mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認できない場合はゲートを全閉にする。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第四章 雑則

(点検及び整備)

第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。